

# #オオイタレキシ旅

大分市内にあるとっておきの文化財の魅力をお届けします!

— 第8弾 —  
ゆすはら 柞原八幡宮



#朱塗りの回廊

Yusuhara Hachimanguu

#国指定重要文化財 柞原八幡宮  
#深い森にたたずむ日暮門

#門にはたくさんの動物が!

## Point

敷地内の宝物館では刀剣や仏像など国・県の重要文化財を展示しています。宝物館は正月の3日間、自由に拝観できます。※その他の日は要予約

## Access

所在地：〒870-0808 大字八幡987  
移動時間：[車]JR西大分駅から約10分  
[バス]JR大分駅前⑦のりば発 大分交通「柞原」行き(乗車約35分)。終点で下車、徒歩5分(階段が約180段あります)  
駐車場：あり 無料

☎ 文化財課 ☎578-7546

## 第8弾 太古の森に囲まれた屈指のパワースポット

西大分に位置する柞原八幡宮は、平安時代初期、宇佐八幡宮の分霊地として豊後一の宮とされ、大友氏や歴代府内藩主の厚い信仰を集めてきた有名な神社です。

深い柞原の森の中に鎮座する社殿は壮麗な八幡造りで、本殿・中殿・拝殿など10棟が国の重要文化財に指定されています。中でも南大門は、龍・花・鳥・聖人などの繊細な彫刻が見事で、“一日中見ていられる”ことから、別名「日暮門」とも呼ばれています。

また、境内にはパワースポットと言われる樹齢約3,000年のクスの巨木や、踏めば願いが叶うと古くから言い伝わる「幸福の扇石」など、建物以外の見どころも多くあります。

自然と建造物の美しさが融合した柞原八幡宮。四季折々訪ねてみたい神社です。

## Q 市報クイズ

### ○に入る言葉は何か?

2023TNZ 選抜総選挙に初エントリーする、高崎山自然動物園の子ザルキャラクターの名前は??

○○○○

ヒントは、この市報の中にあります。

正解者の中から抽選で、市美術館特別展「須田国太郎展」ペアチケットを3人にプレゼント!  
※当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

## 応募方法

スマホ 右の二次元コードから応募してください。

はがき はがきに、答え、住所、氏名、年齢、電話番号、市報の感想を記入し、12月15日(金)〈消印有効〉までに広聴広報課(〒870-8504 荷揚町2-31 ☎537-5713)へ。



11月1日号「市報クイズ」の答え

「戸次川の合戦」で大友・四国連合軍が戦った相手は?

「島津軍」

編集担当より

今号の表紙は「2023大分市人権フォトコンテスト」の入選作品。表情豊かで楽しそうなおじいちゃんとお孫さんの様子がほほ笑ましいですね。😊🥰 家族の絆が感じられる一枚です。

今年もあつという間に12月!1年が過ぎるのは早いものです。年末・年始は市役所の業務も休みになります。ご不便をお掛けしますが、ご理解・ご協力をお願いします。1年間お読みいただきありがとうございました🌟 来年も皆さんの役に立つ情報をお届けしていきますので、よろしくお祈りします🙏🍀

## 市公式SNSでは、旬な情報を発信中!



市公式SNSはこちら



## 差別をなくすのは誰? 私たちです

2023大分市人権フォトコンテスト入選作品 「わたしのおもちゃ」

### 部落差別の解消に向けて

部落差別解消推進法の目的を達成するためには、私たち一人ひとりが、この法律について理解することが大切です。その上で、差別の現実を学び「なぜこの法律ができたのか」、「差別を解消するにはどうすればよいか」を差別を受けている人の立場に立つて考え、行動することが大切です。部落差別の解消は、私たち一人ひとりの課題なのです。

### どんな法律? なぜできたの?

この法律は、「現在もなお部落差別が存在する」との認識を示し、「基本的人権を保障する憲法の理念にのっとり、部落差別は許されない。解消することが重要な課題」として、部落差別のない社会を実現することを目的としています。この法律が施行された背景には、現在もお、特定の地域出身であることやその地域に住んでいることを理由として、結婚や就職の際の身元調査、インターネット上での差別書き込みなどの差別事象が発生していることがあります。

ご存じですか?

# 部落差別解消推進法

部落差別のない社会を実現するために、2016年(平成28年)12月16日「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行されました。なぜこの法律ができたのか、そして誰もが幸せに暮らすために大切なことは何なのか、考えてみませんか。

☎ 人権・同和対策課 ☎537-5618

## 人権・同和教育シリーズ 540

### 人の生き方を考える 学びの大切さ



わたしは今月から会社の人権教育担当になり「どうしたらいいんだろう?」と不安な気持ちでいました。

ある日、家で研修資料を見ながら考えていたときのことです。社会人の娘から「何してるの?」と声を掛けられました。今の状況を説明して、ふとわたしが「研修のテーマは部落差別で考えていて、資料を集めてるんだ。でもわざわざ研修する必要あるのかな?差別を受けたことがあるなんて話、周りで聞いたことがないんだよな」とつぶやくと、娘は「お父さん、それ違うと思う」と言うのです。思いがけない言葉に驚いていると、娘は「実はわたしもずっとお父さんと同じ考えで、差別はない、だから関係ないし学ばないでもいいんじゃないかと思ってた。でも、会社の人権研修で、被差別部落出身の講師が、『差別されたとき、親を苦しめたくないから、親には相談できなかった。自分の出身を知られることでまた別の差別が生まれるんじゃないか、と思って友人にも

話せなかった。だから誰にも言えなかった」と話していたんだ。ないと思っていただけで、差別は今もあることが分かったから、とても衝撃的だった」と言ったのです。そして、娘は「差別があるのにそのままにして、何もしてないの?知らないままにいるの?差別なんじゃないの?」とわたしに問いかけました。娘は学びを深めることで、自分の考えの間違いに気付くことができたのです。

最後に娘は「わたしの会社は月に一回研修があつて、学ぶ機会があるから少しは変わったかな。自分自身を見つめ直して考えるきっかけになっているの。だから、お父さんがしようとしている職場研修や人権教育はとても大切なことだと思うよ」と話してくれました。

わたしは娘との話をきっかけに学びの大切さが分かり、人権教育に対する思いや責任感を強くすることができたのです。

差別は「ない」ではなく「見えにくい」のです。自分自身も含め、身の回りにおける差別に気が付くためには「知る」ことや確かな「学び」が大切なのです。